

第4回藤沢市石綿関連疾患対策委員会 次第

日時 2016年1月12日(火)
(平成28年)
19時00分から
場所 湘南NDビル 8階
8-1会議室

- 1 開会
- 2 各専門部会の部会長の確認について
- 3 平成27年度浜見保育園アスベスト問題に関する説明会実施報告について
- 4 藤沢市石綿関連疾患リスク推定部会の経過報告について
- 5 浜見保育園アスベスト関連検診にかかる補償に関する報告について
- 6 平成27年度浜見保育園アスベスト関連検診読影結果について
- 7 今後の進め方について
- 8 その他

藤沢市石綿関連疾患対策委員会委員名簿

NO	氏名	氏名(読み)	選出母体	職名	出欠
1	村山 武彦	むらやま たけひこ	東京工業大学(教授)	学識経験者	
2	永倉 冬史	ながくら ふゆし	中皮腫・じん肺・アスベストセンター	学識経験者	
3	名取 雄司	なとり ゆうじ	ひらの亀戸ひまわり診療所	医師	
4	吉村 信行	よしむら のぶゆき	藤沢市医師会	医師	
5	塩見 和	しおみ かず	北里大学病院呼吸器外科	医師	
6	清水 朋子	しみず ともこ	神奈川県臨床心理士会	臨床心理士	
7	牛島 聡美	うしじま さとみ	東京弁護士会	弁護士	
8	久保 博道	くぼ ひろみち	横浜弁護士会	弁護士	
9	有蘭 和子	ありぞの かずこ	浜見保育園関係者	市民	
10	赤堀 葉子	あかぼり ようこ	浜見保育園関係者	市民	

藤沢市石綿関連疾患対策委員会
平成27年度浜見保育園アスベスト問題に関する説明会 実施報告

日時：2015年12月12日(土)
(平成27年)

9時00分から9時35分まで

場所：藤沢市保健医療センター 1階待合

1 浜見保育園アスベスト問題に関する経過について

行政総務課 饗庭主幹より説明。

- (1)藤沢市においては、平成17年度、平成19年度及び平成20年度に所管施設の室内吹き付け材におけるアスベスト含有調査を実施し、必要に応じた対策を講じてきた。
- (2)浜見保育園に関しては、平成17年度の調査において当時の4歳児室(旧遊戯室)天井裏にアスベストが含有されている吹き付け材が使用されていることが判明した。
- (3)判明した段階では、吹き付け材より下部に天井板が設置されていたことから、通常時の飛散は考えにくいとされたものの、当該4歳児室において雨漏りがあったことや、昭和59年度に改修工事を実施していることから、その際にアスベストが飛散した可能性があると考えている。
- (4)以上を踏まえ、問題発覚当時から保護者の方々と市で協議を行うとともに、専門機関からもご意見をいただき、その時点の結論として、平成11年度以降の雨漏りによるばく露の可能性のある方々に対しては、20歳を迎えられてから5年ごとに検診を実施していくこと、また昭和59年度改修工事によるばく露の可能性のある方々に対しては、平成20年度から5年ごとに検診を実施していくこととなった。
- (5)しかし、平成26年度に市で設置した「藤沢市石綿関連疾患対策委員会」において、昭和59年度改修工事によるばく露の可能性のある方々に対しては、ばく露からの年数も鑑み、今後毎年検診を実施すべきとの暫定答申が示されたことに基づき、もともと検診予定であった平成11年度4歳児クラス在籍児童に加え、昭和59年度在籍児童及び職員も検診対象としたもの。

2 アスベストについて、アスベスト関連疾患については及び藤沢市石綿関連疾患対策委員会開催経過について

藤沢市石綿関連疾患対策委員会 村山委員長より説明。

- (1)アスベストはその耐熱性や耐摩擦性等から、建材や防火被覆等に多用されてきた。
- (2)使用量を世界的に見ていくと、アメリカが群を抜いて1位であるが、残念ながら、日本が2位という現状である。
- (3)欧米諸国においては、1980年代以降に使用が減少し、多くが使用禁止となったが、日本においては1970年代と1990年代に30万トンを超える使用が認められている。
- (4)アスベストの有害性については、肺に入ることによって、石綿肺や肺がん、中皮腫などを発症させる要因として確認されてきた。
- (5)石綿肺については、主に職業ばく露（アスベスト製造業従事者等）において確認され、ばく露量が大量である場合に確認されることが多い。
- (6)肺がんは、アスベストばく露濃度とばく露期間の積に比例し、発症リスクが高まるとされているが、その他にも喫煙していた場合等に発症リスクが高まることから、原因特定が困難なものである。
- (7)中皮腫については、現在ではアスベスト以外の原因で発症することが確認されていない疾患である。発症リスクとしては、アスベストばく露濃度とばく露期間の3乗に比例するといわれている。
- (8)こうした問題のあるアスベストが、浜見保育園において飛散した可能性があるととして、平成27年3月に藤沢市が管理する施設において、アスベストばく露を受け、アスベスト関連疾患を発症する可能性のある関係者に対する、具体的な健康対策や補償等に関する方針を検討し、市に助言することを目的に、「藤沢市石綿関連疾患対策委員会」が設置された。
- (9)委員構成については、資料の2-2)のとおり。
- (10)委員会については、これまで3回開催しており、今回は2016年1月12日（火）に開催予定である。
- (11)委員会には、各専門的な分野を検討する部会を設置している。部会については、石綿関連疾患判定部会、石綿関連疾患補償検討部会、石綿関連疾患リスク推定部会の3部会である。
- (12)石綿関連疾患判定部会については、石綿関連疾患を発症する可能性のある関係者の検診及び問診結果の医事的事項について判定することが目的。構成は、医師3名と臨床心理士1名。
これまでの検討内容としては、検診のスケジュールや検診に使用する資料の検討。また、職員に対する検診の実施方法や検診結果の判定方法

等を検討してきている。

- (13)次に、石綿関連疾患補償検討部会であるが、これは石綿関連疾患を発症する可能性のある関係者の検診に伴う補償、及び石綿関連疾患を発症した際の補償等について検討している。

構成については、弁護士2名であり、必要に応じて市民委員2名にも参加してもらっている。

これまでの検討内容としては、検診の際に必要な交通費について、また検診の際に生じる休業補償等を検討してきている。

- (14)最後に、石綿関連疾患リスク推定部会であるが、これは藤沢市が所管する施設におけるアスベスト飛散事実の確認を行い、飛散事実があった際には、当該施設を使用していた関係者の石綿関連疾患発症リスクを推定することを目的としている。

構成は、学識経験者2名と弁護士2名、及び市民委員2名である。

これまでの検討内容としては、昭和59年度の改修工事により遊戯室（現：4歳児室）に天井が設置されたという事実の確認を行っているが、図面等において「天井張替」との記載があることから、昭和59年度改修工事の段階で、すでに天井が設置されていた可能性もある。その点も併せて確認している。また、改修工事や断続的な雨漏り等によるアスベスト飛散状況の把握等を図面やヒアリングを基に進めている。

3 質疑応答

特になし

4 その他

- (1)参加者数：8名（昭和59年度在籍児童3名、平成11年度4歳児クラス在籍児童2名、昭和59年度在籍職員3名）

ほか、資料のみ配布希望者1名

- (2)心理相談：なし

以上

2015.12.12

アスベスト問題と藤沢市石綿関連疾患対策委員会の活動経過

村山武彦

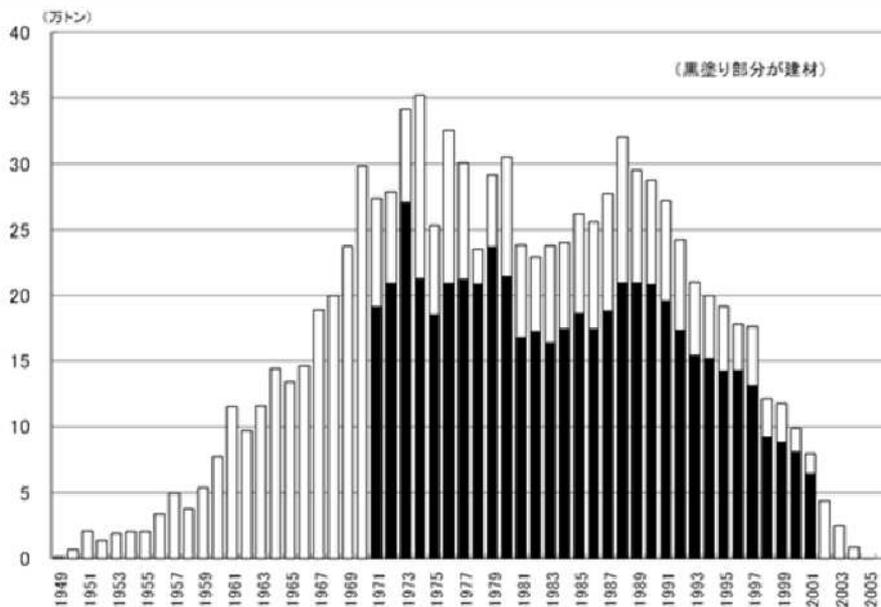
1. アスベスト（石綿）の使用と有害性

1) アスベストの特性と使用の拡大

- ・利用： 耐熱性、耐摩擦性、耐薬品性
- ・紡織材、建材、摩擦材など最盛期で3,000種類程度に使用

2) 各国における利用推移

- ・欧米： 1980年代以降減少傾向、先進国では多くが使用禁止へ
- ・日本： 戦後輸入が拡大し、1970年代と1990年代に30万トンを超える使用



日本の輸入量と建材への使用量の推移
(貿易統計および石綿協会資料から作成)

3) 有害性の確認経緯

	確認時期	潜伏期間	症状	ばく露量
石綿肺	1930年頃	*	*	***
肺がん	1950年代	**	**	**
中皮腫	1960年代	***	***	*

- ・肺がん： アスベスト繊維濃度とばく露期間の積（総繊維数）に比例
- ・中皮腫： アスベスト繊維濃度に加えて、ばく露期間や経過期間の3乗に比例
- ・リスクを左右する要因として、種類、繊維長、喫煙との関連など

4) 居住環境中での汚染に関する事実の整理

- ・居住環境中でのアスベストの存在
- ・人体内のアスベストの確認
- ・非職業的ばく露による被害の確認

2. 藤沢市石綿関連疾患対策委員会の活動経過

1) 目的:

藤沢市が管理する施設において、石綿のばく露を受けたため、石綿関連疾患を発症する可能性のある関係者に対する、具体的な健康対策及び補償に関する方針を検討し、市に助言すること。

2) 委員の構成(50音順)

氏名	所属	分野
赤堀葉子	浜見保育園関係者	市民
有菌和子	浜見保育園関係者	市民
牛島聡美	東京弁護士会	弁護士
久保博道	横浜弁護士会	弁護士
塩見和	北里大学病院呼吸器外科	医師
清水朋子	神奈川県臨床心理士会	臨床心理士
永倉冬史	中皮腫・じん肺・アスベストセンター	学識経験者(副委員長)
名取雄司	ひらの亀戸ひまわり診療所	医師
村山武彦	東京工業大学	学識経験者(委員長)
吉村信行	藤沢市医師会	医師

3) 委員会の開催

2015年3月27日(金)

2015年7月30日(木)

2015年10月9日(金)

2016年1月12日(火)(予定)

4) 部会の活動

藤沢市石綿関連疾患判定部会

- ・目的: 石綿関連疾患を発症する可能性のある関係者(以下、「石綿ばく露関係者」)の検診及び問診結果の医事的事項について判定
- ・構成: 医師、臨床心理士
- ・部会長: 名取雄司・医師(ひらの亀戸ひまわり診療所)
- ・検討事項
石綿関連疾患の判定
石綿関連疾患と市有施設でのばく露との因果関係の判定
石綿ばく露関係者等に対する検診等の助言
- ・これまでの検討内容
 - ・検診のスケジュール
 - ・検診の実施内容、使用する資料

- ・職員の方々に対する今後の検診の実施方法
- ・検診結果の判定方法
- ・読影の結果、CT撮影が必要と判断された方への対応 ほか

藤沢市石綿関連疾患補償検討部会

- ・目的： 石綿関連疾患を発症する可能性のある関係者の検診に伴う補償及び石綿関連疾患を発症した際の補償等について検討
- ・構成： 弁護士、市民委員
- ・検討事項
 - ・石綿関連疾患の検診に際する補償
 - ・石綿ばく露関係者のうち、石綿関連疾患を発症した者に対する補償
- ・部会長： 久保博道・弁護士（横浜弁護士会）
- ・これまでの検討内容（検診に要する費用への補償の考え方の整理）
 - ・検診の際に必要な交通費
 - ・検診の際に生じる休業補償
 - ・検診費用（検診当日受診者、レントゲンを持ち込みされる方） ほか

藤沢市石綿関連疾患リスク推定部会

- ・目的： 市が所管する施設における石綿飛散事実の確認を行い、石綿飛散事実があった際に当該施設を使用していた関係者が、石綿関連疾患を発症するリスクを推定
- ・構成： 学識経験者、弁護士、市民委員
- ・検討事項
 - ・市が所管する施設における石綿飛散事実の確認
 - ・石綿ばく露関係者における、石綿関連疾患発症リスクの推定
- ・部会長： 久保博道・弁護士（横浜弁護士会）
- ・これまでの検討内容
 - ・遊戯室の天井工事に関する事実確認
 - ・昭和59年改修工事の実施状況の確認
 - ・天井を新規に設置した工事の時期
 - ・遊戯室におけるアスベスト飛散の状況把握
 - ・改修工事によって生じた飛散（昭和59年）
 - ・断続的な雨漏りによって生じた飛散（平成11～17年）
 - ・点検等によって飛散（平成16～17年）
 - ・方法
 - ・設計図や文献
 - ・関係者への聞き取り
 - ・シミュレーションの可能性

藤沢市検診説明会
2015.12.12

アスベスト問題と 石綿関連疾患対策委員会の 活動経過

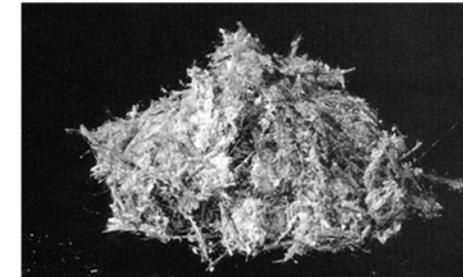
村山武彦
(東京工業大学大学院)



クリソタイル(白)

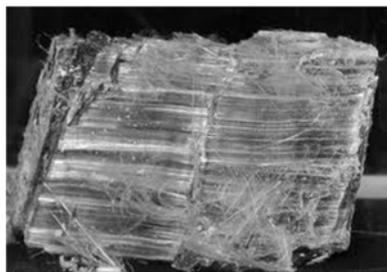


アモサイト(茶)



クロシドライト(青)

産業医科大学のサイトから



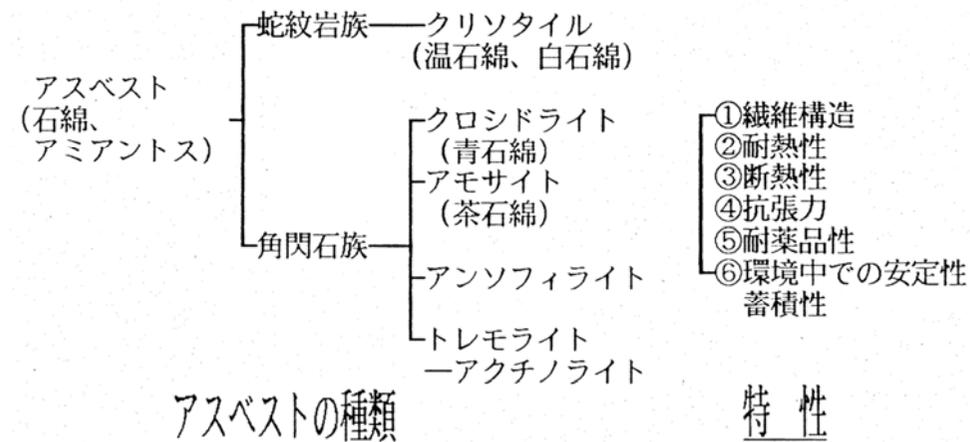
アスベスト鉱石

http://www.ne.jp/asahi/lapis/fluorite/mi_npho5/328green400.jpg

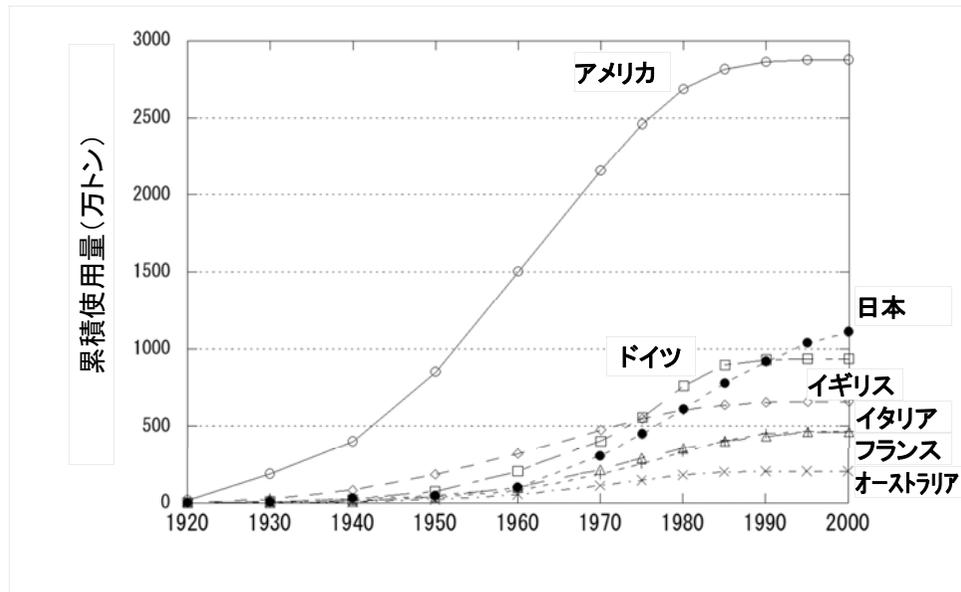


アスベスト鉱山

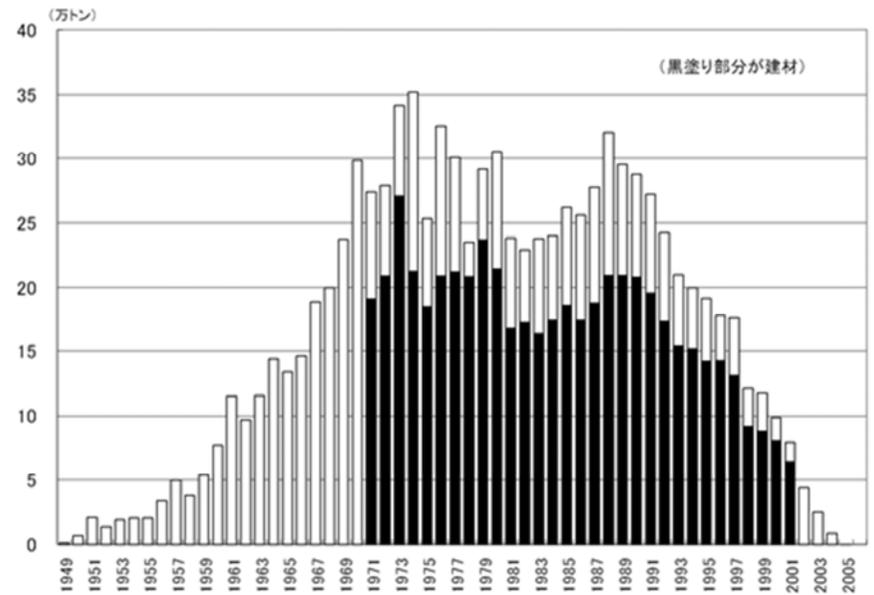
産業医科大学のサイトから



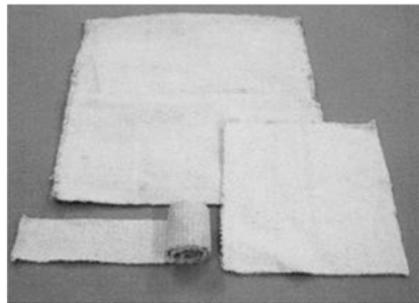
累積使用量の推移



米国地質調査所の資料(2003)より作成



日本の輸入量と建材への使用量の推移

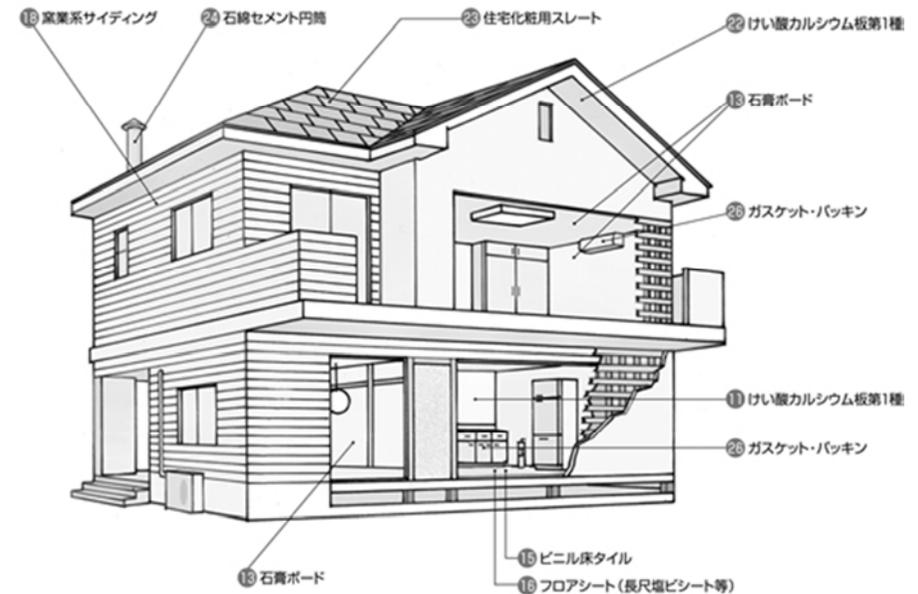


石綿布

石綿手袋

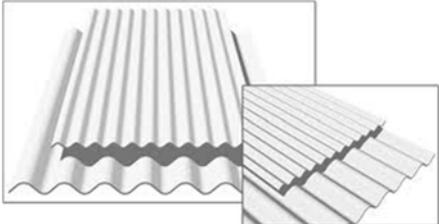


<戸建て住宅>



住宅におけるアスベスト使用

波板スレート



<http://www.mtk.co.jp/kikaku/namiita.html>



<http://www.pv-goodheart.jp/article/14104223.html>



<http://www.kmax.jp/asbestos/asPictures.html>



フレキシブルボード

防火サイディング

<http://www.kmax.jp/asbestos/asPictures.html>

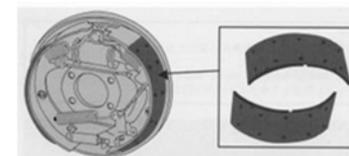
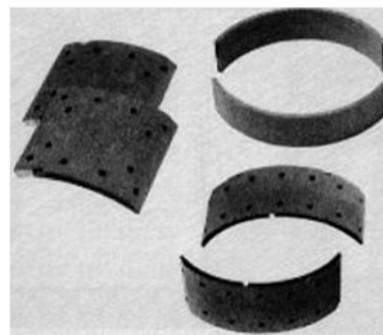


アスベストの吹付け

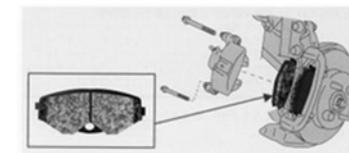
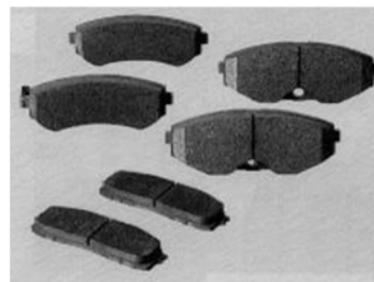
<http://www.asbestos-net.biz/e24.html>



<http://www.city.kasugai.lg.jp/machi/kenchiku/008858.html>



ブレーキライニング



ブレーキパッド

http://www.pref.fukui.jp/doc/kankyuu/asb-qa_d/

■ レベルの分類と作業の種類・必要な対策 ■



分類	作業の種類	必要な対策
レベル1	石綿含有吹付け材の除去作業	著しく発じん量が多い作業で、作業場所の隔離や高濃度の粉じん量に対応した防塵マスク保護衣を適切に使用など、厳重なばく露防止対策が必要なレベル
レベル2	石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材などの除去作業	比重が低く、発じんしやすい製品の除去作業であり、レベル1に準じて高いばく露防止対策が必要なレベル
レベル3	レベル1～2以外の石綿含建材の除去作業	発じん性が比較的低い作業で、破砕、切断等の作業においては発じんを伴うため、湿式作業を原則とし、発じんレベルに応じた防じんマスクを必要とするレベル

<http://www.naka39.co.jp/asbest/>

藤沢市 石綿関連疾患対策委員会の 活動経過

有害性の推定

- 肺がん
 - アスベスト繊維濃度とばく露期間の積(総繊維数)に比例
- 中皮腫
 - アスベスト繊維濃度に加えて、ばく露期間や経過期間の3乗に比例

居住環境中での汚染

- 居住環境中でのアスベストの存在
- 体内のアスベストの確認
- 非職業的ばく露による被害の確認

目的

- 藤沢市が管理する施設において、
- 石綿のばく露を受けたため、石綿関連疾患を発症する可能性のある関係者に対する、
- 具体的な健康対策及び補償に関する方針を検討し、
- 市に助言すること。

委員会の構成

氏名	所属	分野
赤堀葉子	浜見保育園関係者	市民
有蘭和子	浜見保育園関係者	市民
牛島聡美	東京弁護士会	弁護士
久保博道	横浜弁護士会	弁護士
塩見和	北里大学病院呼吸器外科	医師
清水朋子	神奈川県臨床心理士会	臨床心理士
永倉冬史	中皮腫・じん肺・アスベストセンター	学識経験者(副委員長)
名取雄司	ひらの亀戸ひまわり診療所	医師
村山武彦	東京工業大学(教授)	学識経験者(委員長)
吉村信行	藤沢市医師会	医師

委員会の開催

- 2015年3月27日(金)
- 2015年7月30日(木)
- 2015年10月9日(金)
- 2016年1月12日(火)(予定)

部会の活動

- 石綿関連疾患判定部会
- 石綿関連疾患補償部会
- 石綿関連疾患リスク推定部会

判定部会

- 目的
 - 石綿関連疾患を発症する可能性のある関係者(以下、「石綿ばく露関係者」)の検診及び問診結果の医事的事項について判定
- 構成
 - 医師、臨床心理士
- 検討事項
 - 石綿関連疾患の判定
 - 石綿関連疾患と市有施設でのばく露との因果関係の判定
 - 石綿ばく露関係者等に対する検診等の助言
- 部会長
 - 名取雄司 委員

検討内容

- 検診のスケジュール
- 検診の実施内容、使用する資料
- 職員の方々に対する今後の検診の実施方法
- 検診結果の判定方法
- 読影の結果、CT撮影が必要と判断された方への対応
ほか

補償部会

- 目的
 - 石綿関連疾患を発症する可能性のある関係者(以下、「石綿ばく露関係者」という。)の検診に伴う補償及び石綿関連疾患を発症した際の補償等について検討
- 構成
 - 弁護士、市民委員
- 検討事項
 - 石綿関連疾患の検診に際する補償
 - 石綿ばく露関係者のうち、石綿関連疾患を発症した者に対する補償
- 部会長
 - 久保博通 委員

これまでの検討内容 (検診に要する費用への補償)

- 検診に際する交通費
- 検診に際する休業補償(就労者・学生の別)
- 検診費用
 - 検診当日受診者
 - レントゲンを持ち込みされる方
ほか

リスク推定部会

- 目的
 - 市が所管する施設における石綿飛散事実の確認を行い、石綿飛散事実があった際に当該施設を使用していた関係者(以下、「石綿ばく露関係者」という。)が、石綿関連疾患を発症するリスクを推定するため
- 構成
 - 学識経験者、弁護士、市民委員
- 検討事項
 - 市が所管する施設における石綿飛散事実の確認
 - 石綿ばく露関係者における、石綿関連疾患発症リスクの推定
- 部会長
 - 久保博通 委員

検討内容

- 遊戯室の天井工事に関する事実確認
 - 昭和59年改修工事の実施状況の確認
 - 天井を新規に設置した工事の時期
- 遊戯室におけるアスベスト飛散の状況把握
 - 改修工事による飛散(昭和59年)
 - 断続的な雨漏りによる飛散(平成11～17年)
 - 点検等による飛散(平成16～17年)
- 方法
 - 設計図や文献
 - 関係者への聞き取り
 - シミュレーションの可能性

藤沢市石綿関連疾患リスク推定部会 経過報告

1 第3回藤沢市石綿関連疾患対策委員会までの課題について

(1)遊戯室天井の吹き付け材にボルトを打ち込んだ時期を確定するため

- ア 「工事検査講評」の昭和49年度から昭和57年度のものを探し、工事時期を確認
- イ 消防設備の届出資料の昭和49年度から昭和57年度のものを探し、工事時期を確認
- ウ 当時の職員（園長や当時新任だった者等）で当該工事を記憶している者の部会への出席調整
- エ 昭和49年度から昭和57年度に工事を担当していた元職員等の部会への出席調整
- オ 昭和59年改修工事を受託した事業者の担当者等への聴き取り

(2)雨漏りに関するシミュレーションの実施に向けて

- ア 当時の状況をできる限り再現するために、用務員や職員等からの聴き取り
- イ 他の保護者からの聴き取り及び資料提供依頼
- ウ 対象施設の検討（市所管の施設では吹き付け材を使用している施設のうち、近日常に取り壊し予定のものはないため、一般施設も含めて検討）

2 第3回リスク推定部会での検討事項

(1)遊戯室天井の吹き付け材にボルトを打ち込んだ時期を確定するため

- ア 資料により、遊戯室の当時の状況確認（点検等における位置関係等の確認）を行った。
- イ 当時の浜見保育園職員から提供された写真を見ると、遊戯室北側の舞台前の天井に梁のようなもの（下がり壁）が設置されている。恐らく、舞台を使用する際に、幕等を設置するために作られたものであると考えられる。その下がり壁は、昭和59年度改修工事の際に撤去された可能性が高い。
- ウ 1-(1)-アに記載の「工事検査講評」では、昭和49年度から昭和57年度の間、天井新規設置工事を行った旨（吹き付け材にボルトを打ち込んだ旨）の確認はできなかった。1-(1)-イに記載の消防設備の届出資料についても、当該年度の資料が残存していなかったため、確認できず。
- エ 市保管資料から確認できないとすると、職員や保護者等で保管している写真等から、経年変化を確認し、遊戯室天井の吹き付け材にボルトを打ち込んだ時期を確定するしかない。
- オ 保育課にて再度実施した、当時の職員へのアンケート結果では、「天井がすでに張られていた」という意見もあったが、素人目には吹き付け材も「天井」と認識してしまうこともあるため、天井板のある写真とない写真を見せ、再確認してもらう。

- カ 昭和55年度から昭和58年度の間実施された工事や修繕の記録や資料はないか。
- キ 昭和59年度改修工事の期間や概要を知るためにも、当時設計を担当した職員に部会に出席してもらいたい。

(2) 雨漏りに関するシミュレーションの実施について

- ア 市の所管施設等ではシミュレーションに活用できそうな施設はない。ミニチュア等を利用してシミュレーションを行うことは可能かという点も含め、シミュレーションの実施方法を検討する。
- イ 雨漏りの状況等について、当時の保護者等から情報収集を行う。

3 第4回リスク推定部会での検討事項

(1) 遊戯室天井の吹き付け材にボルトを打ち込んだ時期を確定するため

- ア 当時の浜見保育園職員から新たに提供された写真(昭和56年度・昭和57年度・昭和59年度卒園式のもの)を確認したところ、昭和58年3月時点では天井板はなく、昭和60年3月には天井板が張られていたことが確認できた。これにより、少なからず昭和58年3月から昭和60年3月までの間に天井が新規設置された(遊戯室天井の吹き付け材にボルトを打ち込んだ)ことは間違いない。
- イ 舞台前の下がり壁については、浜見保育園設計時点の図面上では確認できない。そのため、設計後の打ち合わせ等の中で設置された可能性が高いことから、その材質はコンクリートではないと考えられるため、昭和59年度改修工事等の際に撤去された可能性が高い。
- ウ ア及びイから、昭和59年度改修工事において、遊戯室に天井が張られ、また下がり壁が撤去されたと見て差し支えないと推測される。
- エ 設計担当職員からのヒアリングについては、すでに退職している職員でもあるため、次回の部会までに調整する。

(2) 雨漏りに関するシミュレーションの実施について

- ア 市所管施設でシミュレーションに使用できる可能性のある施設があったため、取り急ぎどのようなシミュレーションを実施するか、また実施可能かを検討しておく。
- イ シミュレーションのパターンとしては、雨漏りによる飛散や、雨漏りによる水たまりを拭き取った雑巾等からの飛散、吹き付け材にボルトを打ち込んだ際の飛散等が考えられる。

(3) 天井板取り外し行為の状況について

4 次回のリスク推定部会までの課題

- (1) 昭和59年度改修工事における、遊戯室工事の期間や内容を確認するため、設計担当職員へ確認を行う。
- (2) 昭和59年度改修工事の際の、児童等の状況について確認するため、当時の浜見保育園職員へ確認を行う。

(3) 雨漏り状況や天井板取り外し時の天井裏の状況等を確認するため、当時の浜見保育園用務員へ確認を行う。

以 上

リスク推定部会 報告メモ

平成 28.1.12 久保

飛散事故と曝露の状況（シミュレーション実験・リスクの評価の前提となる
事実の推定又は仮定）

1 第3回委員会におけるリスク推定部会経過報告資料1 -

- (1)時期確定...昭和 59 年度改修工事時
- (2)態様 ...吊りボルトの本数？
その他の天井設備に関する工事の内容？
天井板張り付けの前か後か？
- (3)曝露条件...園児等の所在，工事現場との関係は？

2 第3回委員会におけるリスク推定部会経過報告資料1 -

- (1)時期 ...大きく平成 11 年から 17 年まで断続的
- (2)態様 ...天井・床等の雨水が乾燥して飛散
雨水の付着物，雑巾・たらい等の乾燥時
漏水発生の間日数の仮定
- (3)曝露条件...園児は同部屋内にて曝露
但し，部屋外に持ち出されたものについて
- (4)シミュレーション実験の検討

3 第3回委員会におけるリスク推定部会経過報告資料1 -

- (1)時期 ...ほぼ確定（平成 16 年から平成 17 年のうち計 4 回）
- (2)態様 ...天井板及び裏側の状況が不明
（平 19.3.又は 8.の状況と異なるのか）
- (3)曝露条件...園児は同部屋内にいたということによいか？

以 上

藤沢市石綿関連疾患リスク推定部会 経過報告

(2 0 1 5 . 1 0 . 9)

1 第1回リスク推定部会における検討事項

昭和59年の改修工事時について

平成11年から平成17年までの断続的な雨漏りによる飛散について

平成16年から平成17年の間に行われた点検等による飛散について

平成17年11月21日のミヤマ建設による試料採取時の飛散可能性について

2 第2回リスク推定部会における検討事項

昭和59年度改修工事の実施確認について

浜見保育園遊戯室の天井新規設置工事の時期について

市管理施設における雨漏りシミュレーションの可否について

当時の浜見保育園職員に対する雨漏りの状況の聴き取りについて

3 現時点での課題等

遊戯室天井の吹き付け材にボルトを打ち込んだ時期を確定するため

ア 「工事検査講評」の昭和49年度から昭和57年度のものを探し、工事時期を確認

イ 消防設備の届出資料の昭和49年度から昭和57年度のものを探し、工事時期を確認

ウ 当時の職員（園長や当時新任だった者等）で当該工事を記憶している者の部会への出席調整

エ 昭和49年度から昭和57年度に工事を担当していた元職員等の部会への出席調整

オ 昭和59年改修工事を受託した事業者の担当者等への聴き取り

雨漏りに関するシミュレーションの実施に向けて

ア 当時の状況をできる限り再現するために、用務員や職員等からの聴き取り

イ 他の保護者からの聴き取り及び資料提供依頼

ウ 対象施設の検討（市所管の施設では吹き付け材を使用している施設のうち、近日中に取り壊し予定のものはないため、一般施設も含めて検討）

以 上

検診にかかる補償に関する報告(提言)について

平成28年1月12日 補償検討部会

1 前回の本委員会以降、これまでの部会での検討(本委員会提出H27.7.30付中間報告参照)をもとに、委員間で電話、メールによって協議をした結果、平成27年11月市担当部局に対し、本問題に関しおおむね次の趣旨の報告をした(口頭による)。

(1) 検診及び読影に関し、主催者側において要する費用は、これまでどおり市の負担とすることが妥当である。

また、画像を取り寄せるために要した費用(対象者が他院等で撮影した場合の費用も含む)も、具体的な請求に基づき、市が負担し支払うことが妥当である。

(2) (1)以外の、検診対象者における検診にかかる損失に対する補償を支給する具体的な基準及びその手続を定める際には、対象者の手続的負担が過重にならないように配慮した上で、公平な内容とすることに努めること。

(3) 当時在園又は在職し、アスベストにばく露した可能性がある者が検診を受けることは、必要かつ合理的な範囲の行動なので、それによって被った損害(損失)は補償の対象となるべき(本委員会提出H27.7.30付中間報告参照)であり、その補償は、検診にかかる移動のために要する交通費、検診のために業務を休んだことによる逸失利益の喪失又は時間を拘束されたことによる損失に対するもの(以下、検診参加補償という)をその趣旨として、一回につき一定額を定めて支給することとする。

但し、交通費については、県外あるいは県・都外など遠隔地から市内の検診場所に移動する検診対象者については、費用の実額を本人の請求に基づいて支給することとする。

(4) (3)の一定額の支給額は、検診等に半日間要するとした場合に、これを金5,000円程度とすることが妥当である。

この金額は、次の例を参照して提言するものである。

賃金センサス(全年齢平均・平26)	男	329,600円 / 月
	女	238,000円 / 月

アルバイト時給

1,000円前後 / 時

(なお、神奈川県 lowest賃金は905円 / 時)

裁判員、訴訟証人の日当

8,000円 / 日以内

(5) 具体的な支給基準及び支給手続は、上記(1)～(4)を基本原則として、細部の実情に即し、定めること。

(6) 今後、実際の運用にあたって不合理な点が生じた場合は、すみやかにこれを改めること。

2 以上の報告後、市担当部局から若干の意見照会があり、これに対して当部会が申述した主な意見は、次のとおりである。

(1) 説明会のみに参加した対象者に対する検診参加補償も支給することが望ましいが、その損害は、法的にみて因果関係が認められるものかは微妙といえる。説明会の趣旨・内容によるであろう。保護者等代理人のみが参加した場合も同様と考えられる。

(2) 現実の検診及び説明会参加で必要となる時間が2時間以内となるならば、支給額を2,500円とすることも許容できない訳ではない。

以 上

平成27年度浜見保育園アスベスト関連検診読影結果報告

1 判定部会（読影会）開催概要

日時：2015年（平成27年）12月22日（火）

18時50分から20時40分

場所：保健医療センター1階 読影室

出席者：名取部会長，吉村部会員，塩見部会員

保育課：新井補佐，戸部主査，浅木主任

事務局：中野主任

2 レントゲン画像等の読影結果

(1)平成11年度浜見保育園4歳児クラス在籍児童4名。 全員異常なし。

(2)昭和59年度浜見保育園在籍児童5名中，4名異常なし。

1名は来年度の検診の継続受診を勧奨。受診勧奨者は5mmスライスで撮影したCT画像読影の読影依頼だった。

（読影結果）

「以前のCT画像と変化なく，来年度の浜見保育園アスベスト関連検診の受診を推奨する。」

(3)昭和59年度浜見保育園在籍職員6名中5名異常なし。

1名は来年度の検診の継続受診を勧奨。受診勧奨者はCT画像読影の依頼だった。

（読影結果）

「胸膜肥厚疑い。来年の藤沢市浜見保育園アスベスト検診受診を推奨。可能ならば来年はCT撮影で比較が望ましい。石綿との関連は不明。」

3 読影結果報告書の送付について

2016年（平成28年）1月4日に，受診者全員に発送済み。

なお，精密検査（CT撮影）を要する人はなし。

4 その他

(1)今後要精密検査が必要の人があった方場合，判定部会員の吉村部会員のよしむらクリニックに受診。総合病院への紹介が必要な場合は，吉村部会員から塩見部会員勤務の北里大学病院へ紹介を行う。それ以外の受診を希望される方の場合は，別途検討する。受診の本人負担分は当面本人負担とするが，今後の補償検討の内容如何で，藤沢市で負担する可能性もある。

- (2)来年度以降，石綿関連疾患疑いで初めて CT 撮影を行う方の場合，全肺野（縦隔条件・肺野条件）で 2mm 間隔の高分解能 CT (HRCT) を推奨する。
- (3)精密検査必要者がいた場合，医師及び清水部会員による相談会を実施する予定もあったが，今回精密検査必要者がいなかったため，相談会は不要とする。但し，医師又は臨床心理士への相談希望者があった場合は，委員会において相談会の開催を検討する。

以 上

藤沢市石綿関連疾患対策委員会 今後のスケジュール(案)

2016年

	委員会検討事項	リスク推定部会	判定部会	補償検討部会	備考
1月		第4回			
2月		第5回			
3月		第6回 (1)リスク推定部会中間報告一次案 (2)浜見保育園アスベスト問題に関するリスク推定総論一次案		第5回 補償の考え方概要案	
4月	第5回 (1)リスク推定部会中間報告一次案 (2)浜見保育園アスベスト問題に関するリスク推定総論一次案 (3)補償の考え方概要				
5月		第7回			
6月		第8回			
7月		第9回 (1)リスク推定部会中間報告(案) (2)浜見保育園アスベスト問題に関するリスク推定総論中間報告			【委員長・部会長会議】
8月	第6回 (1)リスク推定部会中間報告(案) (2)浜見保育園アスベスト問題に関するリスク推定総論中間報告				
9月		第10回	第4回 判定部会報告の検討	第6回 補償検討部会報告の検討	
10月		第11回 (1)リスク推定部会最終報告(案) (2)浜見保育園アスベスト問題に関するリスク推定総論最終報告(案)			
11月	第7回 (1)リスク推定部会最終報告(案) (2)浜見保育園アスベスト問題に関するリスク推定総論最終報告(案)				
12月		第12回	第5回 判定部会最終報告の検討	第7回 補償検討部会最終報告の検討	【委員長・部会長会議】

2017年

1月	第8回 (1)リスク推定部会最終報告 (2)浜見保育園アスベスト問題に関するリスク推定総論最終報告 (3)判定部会最終報告 (4)補償検討部会最終報告				
2月					

藤沢市石綿関連疾患対策委員会報告書 構成（案）

	担当	ページ数
1 はじめに	村山委員長	ページ
2 浜見保育園における石綿ばく露 （判明した事実と不明点）	リスク推定部会	10～20ページ
3 浜見保育園における石綿ばく露による石綿関連 疾患の発症リスク （情報が少ない場合のリスクの扱いについて） （石綿ばく露濃度との関係に関する文献提供）	リスク推定部会 村山委員長 名取委員	ページ 2ページ
4 浜見保育園における石綿ばく露関係者に対する 健康対策の必要性	判定部会	6ページ
5 浜見保育園における石綿ばく露関係者の費用 負担に対する補償	補償検討部会	ページ
6 藤沢市石綿関連疾患対策委員会提言	委員会検討 委員長最終校正	数ページ